

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第21号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表500の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習又は同項第16号」を加える。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。